



# ONE for ONE TIMES

憲法は、国民に対し、国民が国政の在り方を最終的に決める力を有していること（【国民主権】）を保障しています。

## 1人1票実現で、国会議員主権国家から、国民主権国家へ

教えて0.6票君！ 国会議員主権国家という用語を初めて聞きました。一体どういう意味なのでしょう？



国政選挙の投票価値の不等の問題を、統治の仕組みから考えます（統治論）。

### 【主権とは？】

主権の意味から始めましょう。

主権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力、を意味します。

例えば、主権（「国政を最終的に決定する力」）は、内閣総理大臣（行政の長）を指名する権力を含みます。したがって、内閣総理大臣（行政の長）の指名は、主権の行使に該当します。

### 【どのように決める？】

民主主義では、十分に議論した後、最終的には多数決で物事を決めます。

### 【誰が決める？】

次に誰に意思決定権があるのかを見ていきます。

日本は代表民主制ですから、国民が直接行政の長を選んだり、法案の議決を行うわけではありません。憲法前文が定めたとおり、国民に主権が存し、国民は、国会における代表者（国会議員）を通じて、行動します。

最大判平成17年9月14日（在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟）は、主権の行使は、国民の国政選挙の選挙権の行使を含むと捉えています。

国民主権国家においては、直接民主制、代表民主制に拘わらず、国民の多数の意思が国政を決めます。意思決定権者は、あくまでも主権を有する国民です。

### 【国会議員主権国家とは？】

それでは、主権者である国民が、代表者を選び、代表者を通じて国政を決定する過程を見ていきましょう。右図をご覧ください。

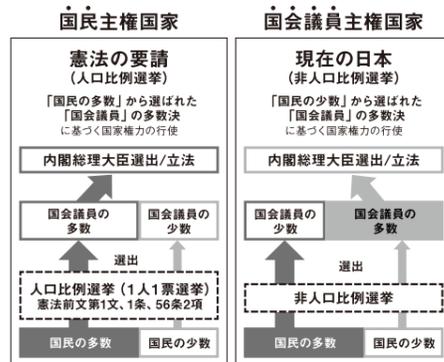
右図（左側）が、憲法が要請する統治の仕組みです。左下の濃いグレーの部分と矢印の流れが示すとおり、国民の多数が人口比例選挙により、国会議員の多数を選び、国民の多数が国会議員の多数を通じて、国政を決定しています（国民主権）。

次に、右図（右側）をご覧ください。こちらが現在の日本です。

現在の日本は、議員1人が代表する国民の数に、概ね、衆院選（小選挙区）で2倍、参院選（選挙区）で3倍の人口差が生じています。つまり、現在の日本は人口比例選挙ではありません。

非人口比例選挙では、国民の多数が国会議員の多数を選ぶ保障がありません。

その結果、国民の多数の意思とは無関係に、（国民の少数から選ばれた）国会議員の多数が国政を決定しています。



主権を有する国民の多数に、国政の決定権がありません。

主権を有する国民の少数から選ばれた、主権を有しない国会議員が、主権を有する国民の多数の意思とは無関係に、国会議員の多数決で国政を決める今の日本は、国民主権国家ではなく、国会議員主権国家であると言えます。

### 【(1) 統治論と(2) 人権論の2つのハードル】

国政選挙の投票価値の不等の問題は、憲法論として、

- (1) 人権論（憲法14条等に基づく議論）；
(2) 統治論（① 憲法56条2項；② 1条及び前文第1項第1文後段；③ 前文第1項第1文前段に基づく議論）の2つの議論があります。

主権者である国民の、国会における代表者を選ぶ方法（選挙制度）は、上記（1）統治論と（2）人権論の2つのハードルのいずれをもクリアすることが求められます。

この2つのハードルのいずれをもクリアする選挙は、人口比例選挙以外にありません。

1) 編集代表竹内昭夫「新法律学辞典〔第3版〕」683頁（有斐閣1990年）；編集代表金子宏「法律学小辞典〔第3版〕」537頁（有斐閣1999年）；清宮四郎「憲法I」93頁（有斐閣1962年）；戸部信喜・高橋和之補訂「憲法〔第7版〕」39頁（岩波書店2019年）他

2) 「憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。」（最大判平17.9.14 民集59-7-2095）（強調 引用語）。

### 【投票価値の平等の要請は衆参で差異なし】

平成24年大法院判決（参）は、「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」（民集66-10-3368）（強調 引用語）と述べ、投票価値の平等の要請は衆参で差異がないと判示しています。それに続く大法院判決（参）も、「参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い」旨判示しています。

### 【2022年参院選（選挙区）】

2022年参院選（選挙区）は、左表に示すとおり、前回選挙から憲法改正もなく、1票の最大較差は、3,002倍から3,030倍に悪化しました。

1票の最大較差・3,030倍は、2021年衆院選（小選挙区）の1票の最大較差・2,079倍より後退しています。

また、3倍以上の較差が生じた有権者数（左表④-②）は前回選挙から大幅に増加し、2107万3091人（神奈川、宮城、東京の3選挙区）となり、2倍以上の較差が生じた有権者数（左表⑤-②）は、なんと7802万8225人に達しています。

国民の多数意見が何かを明らかにするための選挙において、有権者（約1億500万人）の74%において、2倍以上の較差が生じている選挙が、「正当な選挙」であるはずがありません。

現在最高裁大法廷に係属中の同選挙の選挙無効裁判の原審は、①「平成30年改正法及びその後の立法府における取組が大きな進展とはいえず、較差の是正を指向する姿勢が弱まった」として、同選挙の投票価値の不等を違憲違法であると判断した仙台高裁判決、②違憲状態であるとした高裁・高裁支部判決が8つ、また、③更なる是正要求を示した上で「違憲状態ではない」とした高裁・高裁支部判決が7つでした。

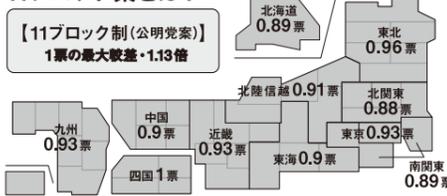
左表で示した通り、平成29年判決（是正要求付「違憲状態ではない」判決）以降、選挙制度改革への取組が失速しています。

「できるだけ速やかに」違憲状態が解消されるためには、最高裁が、当該選挙を、少なくとも違憲状態であると判示することが必要となります。

### 参議院選挙と衆議院選挙で、憲法の投票価値の平等の要請に優劣はあるのですか？

参院選/改正法年月	平成22年選挙(2010)	平成25年選挙(2013)	平成28年選挙(2016)	令和元年選挙(2019)	令和4年選挙(2022)(本件選挙)
① 改正法(強調 引用語)	平成24年改正法 ① 附則「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、...選挙制度の抜本的な見直し...、必ず結論を得るものとする。」② 4増4減	平成27年改正法 ① 4選2合区 ② 附則7条「平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、...選挙制度の抜本的な見直し...、必ず結論を得るものとする。」③ 10増10減	平成30年改正法 ① 選挙区・2増 ② 附帯決議(参議院選挙制度改革について憲法の趣旨のつとめを引き続き検討する旨) ③ 比例区・4増(特別枠)	改正なし 悪化	
② 有権者数最大較差(倍)	5.004	4.769	3.077	3.002	3.030
③ 最高裁大法廷判決	平成24年判決 違憲状態	平成26年判決 違憲状態	平成29年判決 是正要求付 違憲状態ではない	令和2年判決 是正要求付 違憲状態ではない	?
④-1 有権者数較差3倍以上の選挙区数	15	17	1	1	3
④-2 上記④-1の選挙区の全有権者数	65,840,892人	69,517,486人	6,069,018人	1,942,518人	21,073,091人
⑤-1 有権者数較差2倍以上の選挙区数	29	31	21	21	21
⑤-2 上記⑤-1の選挙区の全有権者数	86,238,524人	89,833,058人	78,284,911人	78,390,809人	78,028,225人

### 参議院で抜本的改革案として議論されている11ブロック案とは？



### 【主権行使の実感と投票率】

2022年韓国大統領選挙の勝者と敗者の得票差は、24万7077票、得票率では0.73%の僅差でした。投票率は、77.1%でした。主権者である国民が、国政に不満があれば、投票によ

て行政の長を変えられるという実感と投票率は関係すると考えられます。

他方で、2021年衆議院選挙の投票率は、55.9%であり、2022年参議院選挙の投票率は、52.05%でした。韓国大統領選挙は1人1票です。仮に投票価値に2倍の

### 【11ブロック制は、現在衆院比例区で採用中】

平成24年大法院判決（参）を受けて、参議院では参議院選挙制度の抜本的改革の議論が続けられ、平成26年以降各党派が示している具体案は、隣同士の府県を合わせて1選挙区とする「合区」と全国を11ブロックに分ける「11ブロック制」の2案です。

合区への反対が根強く、また、11ブロック制は現在衆院比例区で採用されているなど、国会議員にとっても馴染みがある制度であることから、実行可能な改革案として採り得る選択肢は、公明党、維新、社民党などが提示している11ブロック制が考えられます（公明党案では1票の最大較差は1.13倍となります。左図参照）。

### 【11ブロック制は、概ね、人口比例選挙】

和田淳一郎横浜市立大学教授論文によれば、11ブロック制を採用すれば、2019年参院選で、全有権者数の49.85%

が、半数改選参院議員（124人）の過半数（50.81%（≒63人÷124人））を選出することになります。

3) 表4 note: https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5

人口比例選挙では、全人口の50.1%（過半数）が、全国会議員の50.1%（過半数）を選出しますので、11ブロック制は、概ね、人口比例選挙であると言えます。

### 【立法府における漸進的な議論が許されるのは、あくまでも違憲状態を脱した後】

確かに、選挙区割り改定は議員の身分に直接関わる事柄であり、国会における合意の形成が容易な事柄ではない面があります（平成25年大法院判決（衆）参照）。

しかし、上述したとおり、国政を決める権限を有しているのは、国会議員ではなく、国民です。

格差があった（1人0.5票）と仮定すると、結果は逆転する可能性があります。

国民主権の根本基盤（国民の多数の意思で、行政府の唯一の執行者を決定すること）に照らすと、1人0.5票の選挙は、明らかに不条理、不合理です。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤である以上、立法府は「できるだけ速やかに」違憲の状態を解消する義務があります。

また、裁判所も、投票価値の不均衡が生じている選挙は憲法違反である旨判決し、立法府に、「できるだけ速やかに」違憲の状態を解消させる憲法上の義務を負っています。

立法府における較差は正のための漸進的な議論が許されるのは、あくまでも違憲状態を脱した後段階であって、違憲状態のまま較差は正のための漸進的な議論が許されるはずがありません。

選挙区の大小に限らず、議員1人を選出する国民の数が同数となる人口比例選挙に制度を改め、国民の多数が、国会議員の多数を通じて国政を決定する、国民主権国家の速やかな実現を呼びかけましょう。

当国民会議は、2019年3月より、認定NPO法人として認定されました。これにより、当国民会議にご寄附をいただいた場合、寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。

振替口座 三井住友銀行 渋谷駅前支店【普通】4301426 郵便振替口座番号 00120-5-417561 名義：一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。

https://www2.ippyo.org/ 一人一票 検索

お問い合わせ ippyo@ippy.org Fax.03-3780-3221 [合わせ] EmailとFaxのみで受付しております。 連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議 公式ツイッターアカウント: @hitori\_ippyo #ippy

サポーターによる応援アカウント 一人一票実現しよう! http://www.facebook.com/hitori.ippyo

認定NPO法人

一人一票実現国民会議